

会、地区委員会をおく。必要な事項は、細則で定める。

第18条（会計監査委員会）

1. 本会の経理を監査するために会計監査委員を2名おく。会計監査委員は前年度の2委員会(学年・専門)会員がこれにあたり、新年度の運営委員会において報告する。
なお、2委員会は輪番制とし運営委員会の承認を受ける。
2. 会計監査委員は、定期および必要に応じて本会の経理状況を監査し、定期総会において報告する。
3. 会計監査委員に欠員が生じた場合、会計監査担当の委員会で補充し、運営委員会の承認を得る。
4. 会計監査委員は、専門・学年・地区の委員長及び会計担当を兼ねることはできない。

第19条（役員推薦委員会）

役員推薦委員会は、役員の候補者を選考する。数と選出の方法等は細則で定める。

第20条（臨時委員会）

1. 臨時委員会は、必要に応じて設置することができる。
2. 委員の選出、構成および任務については、運営委員会の議決によって定め、次期総会に報告する。

第四章 会 計

第21条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条（経費）

本会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第23条（経理）

本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第24条（決算）

本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第25条（補正予算）

予算の補正の必要が生じた場合、運営委員会の承認を得てなすことができる。

附 則

1. 細則

本会の運営に必要な細則および規定は会長が運営委員会の議決を得て会員に周知のうえ定めることができる。また、細則および規定を制定、改廃した時は、次期総会に報告しなければならない。

2. 会則の改正

この会則の改正は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。また、改正案は、総会の日より7日前までに会員に知らせなければならない。

3. この会則は、平成12年4月26日より実施する。

制定 平成4年4月24日

改定 平成6年5月6日

改定 平成8年4月25日

改定 平成12年4月26日

改定 平成29年4月22日